

## 第5号議案

### 会計規程の変更について (案)

1. 電気事業法及び再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法の改正に伴い、供給促進交付金交付業務等の新たな業務の追加等に対応するため、勘定区分、資金の調達及び運用の規定の変更等を行う必要があることから、会計規程（別紙1）を変更する。

#### （勘定区分）

- ・ 広域系統整備交付金交付業務
- ・ 法第28条の40第1項第8号の2に掲げる業務（供給促進交付金交付業務、調整交付金交付業務、系統設置交付金交付業務及び納付金徴収業務）
- ・ 法第28条の40第1項第8号の3に掲げる業務（解体等積立金管理業務）
- ・ 法第28条の40第2項第1号に掲げる業務（災害等扶助交付金交付業務）
- ・ 法第28条の40第2項第2号に掲げる業務（入札業務）
- ・ 前各号に掲げる業務以外の業務

#### （資金の調達及び運用）

- ・ 資金の借入及び広域的運営推進機関債の発行
- ・ 余裕金の運用
- ・ 解体等積立金及び納付金の運用

2. 1. の会計規程の変更について、理事会にて議決された後、広域的運営推進機関の財務及び会計に関する省令第16条第2項の規定に基づき、別紙2により経済産業大臣に対し、承認申請を行う。

以上

#### 【添付資料】

- 別紙1：会計規程変更案 新旧対照表
- 別紙2：会計規程変更承認申請書

会計規程変更案 新旧対照表

(別紙1)

変更前 (変更点に下線)	変更後 (変更点に下線)	備考
<p>平成27年4月28日施行 平成28年4月1日変更 令和元年7月1日変更 令和3年6月30日変更</p>	<p>平成27年4月28日施行 平成28年4月1日変更 令和元年7月1日変更 令和3年6月30日変更 <u>令和 年 月 日変更</u></p>	<p>・変更日を追記。</p>
<p>会計規程</p>	<p>会計規程</p>	
<p>第1章 総則 (勘定区分)</p>	<p>第1章 総則 (勘定区分)</p>	
<p>第5条 本機関の経理は、資産、負債及び純資産並びに収益、費用を明らかにするために、貸借対照表勘定及び損益勘定を設け、法第28条の51及び省令第2条第2項の規定により、次に掲げる業務に係る経理をそれぞれ区分し経理するものとする。 (1) (略)</p>	<p>第5条 本機関の経理は、資産、負債及び純資産並びに収益、費用を明らかにするために、貸借対照表勘定及び損益勘定を設け、法第28条の51及び省令第2条第2項の規定により、次に掲げる業務に係る経理をそれぞれ区分し経理するものとする。 (1) (略)</p>	
<p>(新設)</p>	<p><u>(2) 法第28条の40第1項第8号の2に掲げる業務(供給促進交付金交付業務、調整交付金交付業務、系統設置交付金交付業務及び納付金徴収業務をいう。)</u></p>	<p>・電気事業法及び広域的運営推進機関の財務及び会計に関する省令の改正に伴い追加</p>
<p>(新設)</p>	<p><u>(3) 法第28条の40第1項第8号の3に掲げる業務(解体等積立金管理業務をいう。)</u></p>	<p>・電気事業法及び広域的運営推進機関の財務及び会計に関する省令の改正に伴い追加</p>
<p><u>(2) 法第28条の40第2項の規定に基づき行う業務(災害等扶助交付金交付業務をいう。)</u></p>	<p><u>(4) 法第28条の40第2項第1号に掲げる業務(災害等扶助交付金交付業務をいう。)</u></p>	<p>・電気事業法及び広域的運営推進機関の財務及び会計に関する省令の改正に伴う変更</p>
<p>(新設)</p>	<p><u>(5) 法第28条の40第2項第2号に掲げる業務(入札業務をいう。)</u></p>	<p>・電気事業法及び広域的運営推進機関の財務及び会計に関する省令の改正に伴い追加</p>
<p><u>(3) 前2号に掲げる業務以外の業務</u></p>	<p><u>(6) 前各号に掲げる業務以外の業務</u></p>	<p>・電気事業法及び広域的運営推進機関の財務及び会計に関する省令の改正に伴う変更</p>
<p>2 (略)</p>	<p>2 (略)</p>	
<p>第3章 予算及び資金</p>	<p>第3章 予算及び資金</p>	
<p>(新設)</p>	<p><u>(資金の調達及び運用)</u></p>	<p>・電気事業法及び広域的運営推進機関の財務及び会計に関する省令の改正に伴い追加</p>
	<p><u>第14条 本機関は、法第28条の52第1項に規定する金融機関その他の者からの資金の借入れ(借換えを含む。)をし、又は広域的運営推進機関債の発行(広域的運営推進機関債の借換えのための発行を含む。)をする場合には、同項の規定により、事前に経済産業大臣の認可を受けなければならない。</u> <u>2 本機関は、法第28条の54に規定する方法により、業務上の余裕金の運用を行うことができる。</u></p>	



(別紙2)

会計規程変更承認申請書

広域総第2021-●号

令和4年3月●●日

経済産業大臣 殿

電力広域的運営推進機関  
理事長 大山 力  
住所 東京都江東区豊洲6-2-15

広域的運営推進機関の財務及び会計に関する省令第16条第2項の規定に基づき、会計規程の変更承認を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

- 1 変更しようとする内容  
別紙のとおり
- 2 変更しようとする年月日  
令和4年4月1日又は経済産業大臣の認可を受けた日のいずれか遅い日
- 3 変更しようとする理由  
電気事業法及び広域的運営推進機関の財務及び会計に関する省令の改正に伴い、供給促進交付金交付業務等の新たな業務の追加等に対応するため、勘定区分、資金の調達及び運用の規定の修正が必要なため。

以上

会計規程変更案 新旧対照表

(別紙)

変更前 (変更点に下線)	変更後 (変更点に下線)
<p>平成27年4月28日施行 平成28年4月1日変更 令和元年7月1日変更 令和3年6月30日変更</p>	<p>平成27年4月28日施行 平成28年4月1日変更 令和元年7月1日変更 令和3年6月30日変更 <u>令和 年 月 日変更</u></p>
<p>会計規程</p>	<p>会計規程</p>
<p>第1章 総則</p>	<p>第1章 総則</p>
<p>(勘定区分)</p>	<p>(勘定区分)</p>
<p>第5条 本機関の経理は、資産、負債及び純資産並びに収益、費用を明らかにするために、貸借対照表勘定及び損益勘定を設け、法第28条の51及び省令第2条第2項の規定により、次に掲げる業務に係る経理をそれぞれ区分し経理するものとする。</p>	<p>第5条 本機関の経理は、資産、負債及び純資産並びに収益、費用を明らかにするために、貸借対照表勘定及び損益勘定を設け、法第28条の51及び省令第2条第2項の規定により、次に掲げる業務に係る経理をそれぞれ区分し経理するものとする。</p>
<p>(1) (略)</p>	<p>(1) (略)</p>
<p>(新設)</p>	<p><u>(2) 法第28条の40第1項第8号の2に掲げる業務(供給促進交付金交付業務、調整交付金交付業務、系統設置交付金交付業務及び納付金徴収業務をいう。)</u></p>
<p>(新設)</p>	<p><u>(3) 法第28条の40第1項第8号の3に掲げる業務(解体等積立金管理業務をいう。)</u></p>
<p><u>(2) 法第28条の40第2項の規定に基づき行う業務(災害等扶助交付金交付業務をいう。)</u></p>	<p><u>(4) 法第28条の40第2項第1号に掲げる業務(災害等扶助交付金交付業務をいう。)</u></p>
<p>(新設)</p>	<p><u>(5) 法第28条の40第2項第2号に掲げる業務(入札業務をいう。)</u></p>
<p><u>(3) 前2号に掲げる業務以外の業務</u></p>	<p><u>(6) 前各号に掲げる業務以外の業務</u></p>
<p>2 (略)</p>	<p>2 (略)</p>
<p>第3章 予算及び資金</p>	<p>第3章 予算及び資金</p>
<p>(新設)</p>	<p><u>(資金の調達及び運用)</u></p>
<p>第14条 ~ 第19条 (略)</p>	<p><u>第14条 本機関は、法第28条の52第1項に規定する金融機関その他の者からの資金の借入れ(借換えを含む。)をし、又は広域的運営推進機関債の発行(広域的運営推進機関債の借換えのための発行を含む。)をする場合には、同項の規定により、事前に経済産業大臣の認可を受けなければならない。</u></p>
<p>第20条 ~ 第27条 (略)</p>	<p><u>2 本機関は、法第28条の54に規定する方法により、業務上の余裕金の運用を行うことができる。</u></p>
<p>第4章 金銭の出納</p>	<p><u>3 本機関は、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法(平成23年法律第108号)第15条の15及び第41条に規定する方法により、解体等積立金及び納付金の運用を行うことができる。</u></p>
<p>第14条 ~ 第19条 (略)</p>	<p>第4章 金銭の出納</p>
<p>第20条 ~ 第27条 (略)</p>	<p><u>第15条 ~ 第20条 (略)</u></p>
<p>第5章 契約</p>	<p>第5章 契約</p>
<p>第20条 ~ 第27条 (略)</p>	<p><u>第21条 ~ 第28条 (略)</u></p>

会計規程変更案 新旧対照表

(別紙)

変更前 (変更点に下線)	変更後 (変更点に下線)
<p>第6章 資産  <u>第28条</u> ～ <u>第32条</u> (略)</p>	<p>第6章 資産  <u>第29条</u> ～ <u>第33条</u> (略)</p>
<p>第7章 負債及び純資産  <u>第33条</u> ・ <u>第34条</u> (略)</p>	<p>第7章 負債及び純資産  <u>第34条</u> ・ <u>第35条</u> (略)</p>
<p>第8章 損益勘定  <u>第35条</u> ・ <u>第36条</u> (略)</p>	<p>第8章 損益勘定  <u>第36条</u> ・ <u>第37条</u> (略)</p>
<p>第9章 決算  <u>第37条</u> ～ <u>第40条</u> (略)</p>	<p>第9章 決算  <u>第38条</u> ～ <u>第41条</u> (略)</p>
<p>第10章 雑則  <u>第41条</u> (略)</p>	<p>第10章 雑則  <u>第42条</u> (略)</p>
<p>(新設)</p>	<p><u>附則 (令和 年 月 日)</u>  <u>この規程は、令和4年4月1日又は経済産業大臣の認可を受けた日のいずれか遅い日から施行する。</u></p>